# 落札者決定基準

## 堺市放課後児童対策事業（のびのびルーム）管理運営業務（北区Ａ）（その 2）

### 1　基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する堺市放課後児童対策等事業管理運営業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

#### (1)　価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

#### (2)　技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

#### (3)　総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

| 総合評価点<br>（200 点満点） | ＝ | 価格評価点<br>（100 点満点） | ＋ | 技術評価点<br>（100 点満点） |
|---|---|---|---|---|

#### (4)　有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下１桁までを有効とし、小数点以下２桁目で四捨五入する。

#### (5)　総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

ア　総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合、技術評価点が高い者を落札者とする。

イ　以上アで落札者を決定できない場合

技術評価点のうち、評価項目「１業務従事者の確保及び定着」「２業務従事者の配置実績及び予定」及び「３業務従事者の人材育成」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。

ウ　以上アからイで落札者を決定できない場合

技術評価点のうち、評価項目「４児童が過ごす環境の充実」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。

エ　以上アからウで落札者を決定できない場合

技術評価点のうち、評価項目「７本部による組織支援力の充実」及び「８コーディネー

ターによる現場支援力の充実」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。

オ　以上アからエで落札者を決定できない場合

入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

## 2　価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

| |
|---|
| 価格評価点 ＝ 100 点 ×（ 最低入札価格 / 入札価格 ） |

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

## 3　技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

### (1)　評価点

ア　技術提案書等の記載内容により、各評価項目（評価項目 10 を除く）について、次のとおり評価点を付与する。

| 評価の目安 | 評価点 |
|---|---|
| 非常に優れている | 5 |
| 優れている | 4 |
| 標準である | 3 |
| やや劣っている | 2 |
| 劣っている | 1 |
| 記述がない（評価できない） | 0 |

イ　評価項目「10　１．令和６年４月１日以降において、地方公共団体から本業務と同種又は同類業務を受託したこと（指定管理者の指定を受けた実績や公設民営事業の運営実績を含む）があるか。」について、次のとおり評価点を付与する。

| 審査方法 | 評価点 |
|---|---|
| 受託したことが複数件ある | 3 |
| 受託したことが１件だけある | 1 |
| 受託したことがない | 0 |

ウ　評価項目「10　２．上記１で受託したことがある場合において、自己（受託者または指定管理者等）の責めに帰すべき事由により契約解除されたこと、契約金額を減額されたこと、損

害賠償請求を受けたこと、または指定管理者の指定を取り消されたことがないか。」について、次のとおり評価点を付与する。

| 審査方法 | 評価点 |
|---|---|
| いずれもない | 2 |
| いずれかひとつでもある | -1 |

**(2) 項目評価点**

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウエイトを乗じて、項目評価点とする。

**(3) 技術評価点**

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

**(4) 技術評価点における基準点**

(3)の技術評価点が 60 点未満の場合は、失格とする。

**4 失格事項**

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
(3) 著しく信義に反する行為があった場合
(4) 契約を履行することが困難と認められる場合
(5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
(6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
(7) 技術評価点が、上記３(4)における基準点を満たさない場合